

医療費の窓口負担が軽減されます

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は入院などで医療費が高額になった場合、次の手続きをすると支払額が高額療養費の自己負担限度額となります※差額ベッド代などの保険適用外分は除く

70歳未満の人

市へ「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください。

70歳以上75歳未満の人

住民税非課税世帯の人は「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「国民健康保険限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証兼高齢受給者証と一緒に医療機関へ提出してください。

75歳以上の人

住民税非課税世帯の人は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者(一部負担金の割合が3割の人)で課税所得が690万円未満の人は「後期高齢者医療限度額適用認定証」の交付を市へ申請し、保険証と一緒に医療機関へ提出してください◇既に認定証の交付を受けている人で、引き続き要件に該当する場合は、令和7年7月31日まで有効な認定証を7月下旬に送付

申請に必要なもの

◆国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証◆マイナンバーの記載がある書類◆窓口に来る人の本人確認書類

※認定証は申請月の1日(月の途中から加入した人は加入日)から適用。マイナ保険証(保険証利用登録され

たマイナンバーカード)を利用すると、手続きなく自己負担限度額を超える支払いが免除(認定証の申請不要)。

入院時の食事代が軽減されます

住民税非課税世帯の人が入院した場合「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代の負担額が軽減されます。認定証の交付前に食事代を支払った場合も、差額分の支給申請ができます。

減額申請・更新に必要なもの

①国民健康保険の保険証か後期高齢者医療の保険証②入院日数が90日を超える(表イの区分に該当する)人は、過去1年間の入院日数が分かる書類(領収書や入院期間証明書)③マイナンバーの記載がある書類④窓口に来る人の本人確認書類※国民健康保険加入者で令和6年1月2日以降に転入した人は、6年度非課税証明書が必要となる場合があります

食事代差額申請に必要なもの

◆前記①～④◆入院時の領収書◆本人名義の口座番号が分かるもの※国民健康保険加入者は世帯主名義◆印鑑
入院時食事代の標準負担額(1食当たり)6月から負担額が変わりました。

対象者	負担額
ア 住民税課税世帯(イ、ウ以外の人)	490円*
イ 住民税非課税世帯 過去1年間の入院日数が90日までの人	230円
ウ 住民税非課税世帯 過去1年間の入院日数が90日を超える人	180円
ウ 住民税非課税世帯で所得が0円(年金所得は控除額を80万円。給与所得はさらに10万円を控除)となる70歳以上の人	110円

*指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は280円

☎保険年金課
☎94-4728(国民健康保険)
94-4521(後期高齢者医療制度)

市公式Instagram「伊勢原びより」がフォロワー1万人を達成

伊勢原の魅力を紹介する市公式Instagram「伊勢原びより」がフォロワー数1万人を達成しました。達成を記念し、8月にフォロワー限定のプレゼントキャンペーンを予定しています。今後も、さらに多くの人に市の魅力を届けられるよう発信していきます◇右のQRコードからフォローしてください



伊勢原びより



5月20日の投稿より

☎広報戦略課 ☎94-4864

在宅障がい者に関する各種手当のお知らせ

在宅の障がい者で常に特別な介護を必要とするなど、障がいの程度により手当を受給できる場合があります。対象者や申請方法など詳しくは、担当へ※所得状況や施設入所、入院状況などによる制限があります

種類	対象者	支給額
福祉手当	4月1日現在市内に居住し、次のいずれかを持っている人①身体障害者手帳1～6級②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳1・2級	年額 重度2万5000円、 中度1万7000円、 軽度9000円
特別障害者手当	常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者(条件あり)	月額 2万8840円
障害児福祉手当	常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅重度障がい児(条件あり)	月額 1万5690円
特別児童扶養手当	次のいずれかに該当する20歳未満の人を養育している父・母、または養育者(条件あり)①身体に重度、中度の障がいがある②日常生活で常時介護を必要とする知的障がいがある③中度以上の精神障がいがある	月額 重度5万5350円、 中度3万6860円
神奈川県在宅重度障害者等手当	8月1日現在県内に半年以上居住し、次の2つ以上に該当する人(条件あり)①身体障害者手帳1・2級②療育手帳A1・A2(同等の判定含む)③精神障害者保健福祉手帳1級	年額 6万円
在宅重度障害者介護手当	4月1日現在市内に1年以上居住し、20歳以上65歳未満で、特別障害者手当の受給者、または障害児福祉手当の受給者であったが、特別障害者手当に該当しなかった人(条件あり)	年額 3万円

☎障がい福祉課 ☎94-4720

令和5年度

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度

市政に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的に、行政文書の公開を行っています。5年度は61件*の行政文書公開請求がありました(表1)。

また、市政の透明性の向上、市民との協働の推進を目的に審議会などの公開、委員の公募などを実施しました(表2)。

*1件の請求につき、複数の決定を行っている場合があるため、表1の合計件数と一致していません

個人情報保護制度

個人の権利や利益の侵害を防止し、公正で民主的に市政を推進するため、市が保有する個人情報の開示や訂正などを求めることができます。

5年度は27件の開示請求があり、処理結果は全部開示が16件、一部開示が8件、不存在が10件でした。

個人情報ファイル簿などの登録状況

個人情報ファイルの利用目的や記録項目などの情報を記載した帳簿「個人情報ファイル簿」「個人情報ファイル簿に準ずるファイル簿」を作成しています。5年度の個人情報ファイル簿などの登録件数は329件です(表3)。登録内容は市ホームページ、または市役所1階ロビーで閲覧できます。

☎文書法制課 ☎94-4867

表1 行政文書公開請求処理状況

決定内容	件数
全部公開	36件
一部公開	35件
非公開	0件
取り下げ	1件
文書不存在	9件
合計	81件

表3 個人情報ファイル簿などの登録件数

名称	ファイル簿	準ずるファイル簿
市長	107件	152件
消防長	12件	19件
教育委員会	11件	14件
選挙管理委員会	1件	0件
監査委員	0件	0件
農業委員会	1件	12件
固定資産評価審査委員会	0件	0件
小計	132件	197件
合計	329件	

表2 審議会などの会議運用状況

原則公開会議の開催状況	
開催総数	63回
公開した会議の傍聴者の状況	
傍聴者有会議回数(A)	2回
延べ傍聴者数(B)	4人
平均傍聴者数(B/A)	2.0人
委員公募の状況	
公募を実施した審議会数	5件
委員総数(C)	45人
募集数	7人
応募数	7人
公募委員選任数(D)	6人
公募委員の割合(D/C)	13.3%